

令和5年第37回

美幌町農業委員会総会議事録

令和5年4月14日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和5年4月14日(金) 午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君		17番	田村秀司君
	18番	木村勝彦君		19番	鎌仲照幸君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	橋本勝君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和5年第37回 美幌町農業委員会総会
令和5年4月14日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第 73 号	第17回 振興部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第 74 号	第11回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 7	報告第 75 号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 8	議案第160号	農地法第18条第6条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 9	議案第161号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第10	議案第162号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第11	議案第163号	農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第12	議案第164号	現況証明願について
日 程 第13	協議第 13 号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和5年第37回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号3番 梅津委員、同じく議席番号5番 安藤委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査、加賀屋主事補、石澤主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並一三委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定を致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第73号「第17回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。
振興部会長	第17回 振興部会 会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和5年3月27日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉豊和。美幌町農業委員会会長 千葉正美様。記。1、案件(1)令和4年度 振興部会所掌事務報告について。(2)令和5年度 振興部会所掌事務(案)について。(3)令和5年度 最適化活動の目標設定等について。2、開催日時 令和5年3月27日 月曜日 午後2時12分から午後2時30分。3、開催場所 議会第1・第2委員会室。4、出席者 わたくしほか8名、事務局 橋本事務局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりお願いします。

事務局	<p>会議結果についてご報告致します。（１）令和４年度 振興部会所掌事務報告につきましては議案参考資料１ページの事務報告により報告しまして承認されております。（２）令和５年度 振興部会所掌事務（案）につきましては議案参考資料２ページの事務（案）により提案しまして承認されております。（３）令和５年度 最適化活動の目標の設定等につきましては議案参考資料３ページから５ページまでの内容を提案しまして承認されております。この目標の設定については毎年、年度当初に設定しなければならないもので項目は農地の集積、遊休農地の解消、新規就農者の確保の３つとなっており、詳細につきましては議案参考資料４ページと５ページに記載しておりますので後ほど、ご覧いただければと思います。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第７３号「第１７回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第６、報告第７４号「第１１回 農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長からの報告をお願い致します。</p>
農地部会長	<p>第１１回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第１１条第１項の規定により下記のとおり報告する。 令和５年３月２７日。美幌町農業委員会 農地部会長 寺本恵二。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記。１、案件（１）令和４年度 農地部会事業報告について。（２）令和５年度 農地部会事業計画(案)について。２、開催日時 令和５年３月２７日 月曜日 午後２時１０分から午後２時２０分。３、開催場所 議会第１・第２説明員控室。４、出席者 わたくしほか計８名、事務局 石澤主事補。５、会議結果につきましては事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>会議結果についてご報告致します。（１）令和４年度 農地部会事業事務につきましては議案参考資料６ページから７ページの事務について報告しまして承認されております。（２）令和５年度 農地部会事業計画（案）につきましては議案参考資料８ページと９ページの計画について提案しまして承認されております。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第７４号「第１１回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第７、報告第７５号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>今月の農地法第６条第１項に基づく定期報告につきましては議案７ページと８ページの６法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願い致します。</p>

議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第75号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第160号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号91号。</p>
事 務 局	<p>内容番号91号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について賃借人の規模縮小のため、一部合意解約するものでございます。</p> <p>賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年3月26日から令和14年3月25日までの10年間、合意解約年月日は令和5年3月20日、土地引渡日は令和5年3月20日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号91号は適当と認めます。</p> <p>議案第160号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第9、議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。</p> <p>内容番号289号。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全10件で内容につきましては農業公社からの一時貸付が7件、再貸付が3件となっております。</p> <p>それでは内容番号289号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧いただけます。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で土地明細につきましては議案14ページをご覧いただけます。賃貸借料は議案記載のとおりで賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
12 番	<p>内容番号289号につきましては只今事務局の説明のとおりです。</p> <p>この案件は2月総会において、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、人参、玉ねぎ、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長

ご異議なしと認め、内容番号289号は適当と認めます。
内容番号290号。

事 務 局

内容番号290号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧ください。
本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財
団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地
の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年
4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日で
ございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員
さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号290号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるもの
です。〇〇さんは法人化し、酪農を営み、およそ100頭を搾乳しており、意欲的に営
農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号290号は適当と認めます。
内容番号291号。

事 務 局

内容番号291号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧ください。
本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財
団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地
の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年
4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日で
ございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第1
8条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員
さんよりお願い致します。

2 番

内容番号291号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は2月の総会において亡くなった〇〇さんの相続人である〇〇さんが農業公
社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族5人
で玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号291号は適当と認めます。
内容番号292号。なお、内容番号292号につきましては〇〇委員の同居のご親族
が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づ
き、議事参与の制限により〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致し
ます。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号292号についてご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。
本件も農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財
団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地

の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号292号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件も〇〇さんが公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号292号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号293号。

事 務 局

内容番号293号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年4月30日までの5年間、利用調整日は令和5年3月31日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号293号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは小麦、豆類、甜菜、玉ねぎを作付けするほか、肉牛を飼育し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号293号は適当と認めます。

内容番号294号。

事 務 局

内容番号294号についてご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号294号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は2月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で小麦、大豆、人参を作付けし、意欲

的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号294号は適当と認めます。
内容番号295号。

事 務 局

内容番号295号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧頂きます。本件も農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号295号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で小麦、菜豆、甜菜、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号295号は適当と認めます。
内容番号296号。

事 務 局

内容番号296号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧頂きます。本件も農業公社の貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年2月27日までの5年間、利用調整日は令和5年4月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号296号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族2人で小麦、菜豆、甜菜、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号296号は適当と認めます。
内容番号297号。

事 務 局

内容番号297号についてご説明致します。参考資料は22ページをご覧頂きます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面

積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年4月30日までの5年間、利用調整日は令和5年3月8日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号297号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号297号は適当と認めます。
内容番号298号。

事 務 局

内容番号298号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和5年4月17日から令和10年4月30日までの5年間、利用調整日は令和5年3月31日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号298号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号298号は適当と認めます。
議案第161号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第10、議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号113号。

事 務 局

今月の案件は全3件で内容につきましては贈与が1件、売買が1件、賃貸借が1件でございます。

それでは内容番号113号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は借受人への贈与案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につつま

しては確認委員さんよりお願い致します。

1 2 番

内容番号1 1 3号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は借受している〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族4人で酪農を営み、およそ170頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月27日、重清委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1 1 3号は適当と認めます。
内容番号1 1 4号。

事 務 局

内容番号1 1 4号についてご説明致します。参考資料は27ページをご覧願ひします。本件は借受人への売買案件でございます。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料28ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

1 6 番

内容番号1 1 4号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は借受している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、アスパラを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月5日、齋藤委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号1 1 4号は適当と認めます。
内容番号1 1 5号。

事 務 局

内容番号1 1 5号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧願ひします。本件は農用地利用集積計画で賃貸していた農地について期間満了に伴い、農地法第3条の賃貸へ切り替えるものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料30ページの調査表にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号1 1 5号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は賃貸期間満了に伴い、賃貸の形式を切り替えるものです。〇〇さんは家族3人で畑作三品、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを3月27日、日並委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお

	願います。
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号115号は適当と認めます。</p> <p>議案第162号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第163号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号7号。</p>
事 務 局	<p>内容番号7号についてご説明致します。参考資料は32ページと33ページをご覧願います。本件は牛舎建築のため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は牛舎建築、計画の概要は牛舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
2 番	<p>内容番号7号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため牛舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう、既存の牛舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月30日、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号7号は適当と認めます。</p> <p>内容番号8号。</p>
事 務 局	<p>内容番号8号についてご説明致します。参考資料は34ページと35ページをご覧願います。本件は農舎建築のため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農舎建築、計画の概要は農舎面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和5年12月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
8 番	<p>内容番号8号につきましては只今事務局説明のとおりです。</p> <p>この案件は東さんが経営規模拡大のため、農舎が必要となったもので申請地は効率的な作業ができるよう既存の農舎周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており現地の状況からみて、やむを得ないものであると3月28日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。</p> <p>議案第163号「農地法第5条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と</p>

	認めることに決定を致します。
議 長	日程第12、議案第164号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号56号。
事 務 局	内容番号56号についてご説明致します。参考資料は39ページをご覧ください。 所有者及び願出人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
10 番	内容番号56号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は現在、樹木に覆われており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを3月28日、武田委員、鎌仲委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号56号は適当と認めます。 議案第164号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議 長	日程第13、協議第13号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。
事 務 局	協議第13号についてご説明致します。本件は3月31日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域の用途区分変更が4件でございます。 用途区分変更の内容番号11号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧ください。本件は先の議案第163号 農地法第5条許可申請の内容番号8号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建築のためでございます。用途区分変更の内容番号12号についてご説明致します。参考資料は36ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建築のためでございます。なお、申請箇所の現況は宅地となっているため転用許可申請は不要であります。用途区分変更の内容番号13号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧ください。本件は先の議案第163号 農地法第5条許可申請の内容番号7号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は牛舎建築のためでございます。用途区分変更の内容番号14号についてご説明致します。参考資料は37ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡で、申請理由は農舎建築のためでございます。なお、申請箇所の現況は宅地となっているため転用許可申請は不要であります。今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。
議 長	ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、協議第13号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これをもちまして第37回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

議 長

ご苦労様でした。

閉会 午後2時14分